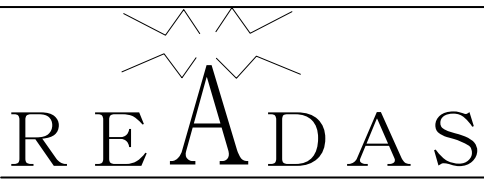


第 5154 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月29日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 未払い処理した事前確定届出給与

**Q**：当社は、役員の給与につき、事前確定届出給与の届出をしましたが、12月支給の分が資金繰りの都合で全額支給できず、一部未払い処理となってしまいました。この給与は全額損金の額に算入できるでしょうか？

**A**：損金算入することができます。

### 【解説】

事前確定届出給与とは、役員の給与について、所定の時期に確定した額を支給することあらかじめ所轄税務署長に届出することによって、役員給与の損金算入を認めとする制度です。

したがって、その届出をした金額と実際に支給した金額が異なる場合には、事前確定届出給与に該当せず、原則として、その支給額の全額が損金の額に算入されないこととなります。

ところで、ご質問のように、支給額が資金繰りの都合で一部が未払いになったという場合ですが、この場合には、その支給が資金繰りの都合で支給できなかったということについて、客観的、合理的に説明でき、資金繰りの都合がつき次第支給しているような場合であれば、事前確定届出給与として、損金算入が認められるものと思われます。

